仕様書

本件は、清涼飲料水等の自動販売機設置を目的とする公有財産（建物）の貸付けに係る仕様書となります。

１．業務名

清涼飲料水等の自動販売機設置を目的とする公有財産（建物）の貸付け

２．貸付期間

貸付期間は、令和９年１月１日から令和13年12月31日まで（60カ月）。貸付契約の更新は行わないものとする。

３．貸付物件

所在地	設置場所	物件番号	貸付面積（小数点第３位以下切り捨て）	設置可能面積（幅×奥行×高さ※）	設置台数	所管課
常滑市飛香台３丁目地内	常滑市役所庁舎１階ミーティングコーナー内	①	0.89㎡	幅 112.4cm 奥行 80cm 高さ 230cm	１台	職員課
		②	0.89㎡	幅 112.4cm 奥行 80cm 高さ 230cm	１台	
		③	0.89㎡	幅 112.4cm 奥行 80cm 高さ 230cm	１台	
		④	0.89㎡	幅 112.4cm 奥行 80cm 高さ 230cm	１台	

※設置可能面積の高さ＝「天井高」

備考

・　貸付面積及び設置可能面積には、放熱余地を含む。

・　奥行には、転倒防止板の長さは含まない。

・　自動販売機の機種によっては、商品の補充や維持管理のための扉の開閉

等に支障をきたす場合もあるので、それらの支障がないか設置場所の確認をしておくこと。

・　１者につき１台の設置とする。

・　物件番号ごとの入札とする。

・　幅は１提案者112.4㎝以内とする。

・　現地見学会は行わないので、現地見学を希望する場合は、常滑市企画部職員課（以下、「市」という）へ連絡し、日程調整のうえ、職員課職員同伴のもとで現地見学を行う。

４．選定方法

予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、最高の価格をもって入札した者から落札候補者とする。

５．自動販売機の設置条件

(1)　事業者の施設使用形態

自動販売機の設置は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第238条の４第２項第４号に基づき、市が事業者に対し、行政財産である建物の一部を貸付ける方法により行う。（常滑市財産規則第20条の２）

(2)　貸付料及び光熱水費の支払い

貸付料は、入札により決定した金額とし、年度ごとに、契約書に記載された期日までに、市が発行する納入通知書等により一括納付するものとする。

光熱水費の支払いは、年度ごとに、契約書に記載された期日までに、市が発行する納入通知書等により一括納付するものとする。

(3)　必要経費

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費、電気代（実費相当分）等の費用は、すべて事業者の負担とする。また、電気代は、実費相当分を市が指定する期日までに納入するものとする。

(4)　設置の条件

ア　省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮した機器であること。

イ　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく省エネルギー基準を達成している機器の使用に努めること。

ウ　設置機種は省エネ型自動販売機(エコベンダー)とすること。

エ　10円硬貨、50円硬貨、100円硬貨、500円硬貨及び1,000円紙幣が使用できること。

また、新硬貨・新紙幣に対応していること。

オ　キャッシュレス決済に対応していること。

カ　自動販売機は災害対応型（災害時に中の飲料等を無料で提供できる）とすること。

キ　ユニバーサルデザインに配慮すること。

ク　販売品目は、清涼飲料水、お茶、ドリンク、牛乳等の飲料とし酒類の販売は行わないこと。物件番号①から③の容器は、ペットボトル、缶、紙パック類等密閉式の容器とすること。物件番号④の容器はカップ式とし、自動でカップにフタがつけられること。また商品の取出口扉が自動で開閉すること。

なお、職員の福利厚生の向上を目的としたスペース内への設置であることを踏まえ、販売価格は市場の標準的な小売価格（定価）以下とすること。

ケ　自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸ししないこと。

コ　事業者は、本件貸付けに係る自動販売機の売上状況等を別に指定する期日までに、市に提出すること。

サ　入札条件を遵守し、貸付料及び電気代（実費相当分）等を期限までに確実に納付すること（計量機器子メーターは設置済み。）。

シ　設置は契約締結後から令和９年１月６日（水）までに行うものとする。ただし、この期間に設置できない場合は、市と協議すること。なお、販売開始日が令和９年１月１日以降の日となった場合においても、設置事業者は貸付料等の減免、返還又はその他の補償を求めることはできない。

(5)　維持管理責任

ア　商品補充、金銭管理等の維持管理については、事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫及び補充管理を適切に行うこと。

イ　物件番号①から③に自動販売機を設置した場合、使用済み容器の回収は各落札者と市で協議し、回収方法等を決定する。物件番号④に自動販売機を設置した場合、容器の回収頻度と回収量を考慮し、十分な容積のある回収ボックスを必要数設置すること。両物件ともに、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成７年法律第112号）など、関係法令に基づいて適切に処理すること。

ウ　販売品の搬入時間及び回収容器等の搬出時間並びに搬入・搬出経路については、市の指示に従うこと。

エ　関係法令等遵守の徹底を図るとともに、関係機関への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行うこと。

オ　自動販売機を設置する場合は、据付面を十分に確認し、耐震対策を考慮した上で安全に設置すること。また、設置後は、定期的に安全面に問題がないか確認すること。

カ　自動販売機設置に伴う事故は、常滑市の責めに帰することが明らかな場合を除き、設置事業者がその責めを負う。また、機器搬入の際は、建物の床や壁面等が傷つかないように養生を行うなどの措置をとること。

キ　自動販売機に連絡先を明記し、自動販売機の故障、苦情、問い合わせ等については事業者の責任において即時対応すること。

ク　貸付期間満了前に自己都合により自動販売機を撤去しようとする場合は、市に対し撤去しようとする日の３ヶ月前までに書面により通知すること。

なお、この場合、納付済みの貸付料は還付しない。電気代（実費相当分）等は撤去日までの使用実績に基づき精算するものとする。

(6)　原状回復

事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復すること。なお、事業者は、原状回復に際し、一切の補償を市に請求するこ

とができない。

６．売上状況等の報告

(1)　定期報告

事業者は、本件貸付に係る自動販売機の売上状況を次のとおり指定する期日までに、市に報告すること。

①内容

売上本数（単位は本）

②報告期限

ア　令和９年４月末日（令和９年１月１日～令和９年３月31日分）

イ　令和10年４月末日（令和９年４月１日～令和10年３月31日分）

ウ　令和11年４月末日（令和10年４月１日～令和11年３月31日分）

エ　令和12年４月末日（令和11年４月１日～令和12年３月31日分）

オ　令和13年４月末日（令和12年４月１日～令和13年３月31日分）

カ　令和14年１月末日（令和13年４月１日～令和13年12月31日分）

(2)　随時報告

自動販売機の設置、運営及び撤去に関して事故、盗難、破損等緊急の事案が発生した場合は、速やかに市に報告すること。

７．その他

この仕様書に記載されていること以外に疑義が生じた場合は、市と事業者の協議によって決定するものとする。

８．参考

(1)　当該施設の正規職員数 294名（令和８年９月時点）

(2)　自動販売機販売実績一覧（「参考資料」参照：６ページ）

※なお、記載された内容はあくまで参考であり、今後の自動販売機の売上げや稼働率などを保証するものではない。

参考資料

※職員休憩スペースに設置されている自動販売機の販売実績

年　月	１階 ペットボトル等 A社	１階 ペットボトル等 B社	１階 ペットボトル等 C社	１階 カップ式
	販売本数			
2025年４月	513本	758本	460本	462本
2025年５月	463本	658本	436本	651本
2025年６月	416本	585本	401本	650本
2025年７月	385本	643本	503本	556本
2025年８月	440本	747本	335本	610本
2025年９月	370本	617本	336本	529本
2025年10月	376本	758本	461本	793本
2025年11月	373本	630本	125本	656本
2025年12月	482本	691本	386本	807本
2026年１月	445本	703本	290本	895本
2026年２月	419本	670本	164本	750本
2026年３月	472本	598本	380本	939本
合　計	5,154本	8,058本	4,277本	8,298本

＜問い合わせ先＞

〒479-8610　常滑市飛香台3-3-5

常滑市企画部職員課研修厚生チーム（常滑市役所３階）

電　話　0569－47－6110（９時～16時）

※休日・祝日及び昼休憩時正午から午後１時までは除く。

ＦＡＸ　0569－35－4567

E-mail　syokuin@city.tokoname.lg.jp